

令和6年度横浜市補正予算について

(令和6年度9月)

横浜市報第179号 別冊

目 次

令和6年度 横浜市一般会計補正予算（第2号）	…	1
令和6年度 横浜市中心と畜場費会計補正予算（第1号）	…	8

令和6年度横浜市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度横浜市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,086,179 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,936,673,288 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		384,077,317 ^{千円}	11,780,892 ^{千円}	395,858,209 ^{千円}
	1 国庫負担金	314,486,385	△ 19,646	314,466,739
	2 国庫補助金	68,267,645	11,800,538	80,068,183
19 県支出金		106,151,706	2,737,232	108,888,938
	2 県補助金	24,620,745	2,737,232	27,357,977
23 繰越金		1	455,055	455,056
	1 繰越金	1	455,055	455,056
24 諸収入		105,767,772	4,067,000	109,834,772
	7 雑入	18,710,576	4,067,000	22,777,576
25 市債		106,577,000	46,000	106,623,000
	1 市債	106,577,000	46,000	106,623,000
歳 入 合 計		1,917,587,109	19,086,179	1,936,673,288

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		97,131,197 ^{千円}	284,900 ^{千円}	97,416,097 ^{千円}
	2 GREEN×EXPO推進費	9,659,876	284,900	9,944,776
6 こども青少年費		371,206,020	464,167	371,670,187
	1 青少年費	24,041,432	920	24,042,352
	2 子育て支援費	223,966,019	362,702	224,328,721
	3 こども福祉保健費	123,198,569	100,545	123,299,114
7 健康福祉費		362,077,981	14,517,015	376,594,996
	1 社会福祉費	52,029,561	11,563,000	63,592,561
	2 障害者福祉費	140,073,665	115,372	140,189,037
	3 老人福祉費	13,672,541	2,210,933	15,883,474
	4 生活援護費	136,947,502	3,066	136,950,568
	5 健康福祉施設整備費	8,855,428	624,644	9,480,072
8 医療費		26,655,184	4,067,000	30,722,184
	2 公衆衛生費	19,822,223	4,067,000	23,889,223
11 建築費		28,891,741	227,500	29,119,241
	2 住宅費	18,252,499	227,500	18,479,999
15 港湾費		17,260,927	123,000	17,383,927
	2 港湾整備費	9,485,663	123,000	9,608,663
16 消防費		43,766,511	△ 212,644	43,553,867
	1 消防費	43,766,511	△ 212,644	43,553,867
17 教育費		286,379,466	△ 384,759	285,994,707

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 教育施設整備費	千円 35,434,054	△ 千円 384,759	千円 35,049,295
歳出合計		1,917,587,109	19,086,179	1,936,673,288

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
消防車両製造請負契約	令和7年度	限度額 220,000 千円
二俣川小学校建替工事請負契約 (令和6年度)	令和7年度	限度額 370,000 千円
万騎が原小学校体育館建替工事 請負契約	令和7年度	限度額 470,000 千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
給食室改修工事請負契約	令和7年度	限度額 550,000千円	令和7年度	限度額 620,000千円

--	--	--	--	--

第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
GREEN×EXPO 推進費	2,046,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	7.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	2,177,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	7.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
保育所等整備費	316,000	起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	416,000	起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
健康福祉施設整備費	5,762,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	5,968,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
港湾施設等改良費	335,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	444,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
消防施設整備費	3,224,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	3,088,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
小・中学校整備費	9,385,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	9,021,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	106,577,000				106,623,000			

令和6年度横浜市中心と畜場費会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市中心の中央と畜場費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ690,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,558,146千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 市債		1,130,000 ^{千円}	△ 690,000 ^{千円}	440,000 ^{千円}
	1 市債	1,130,000	△ 690,000	440,000
歳 入 合 計		4,248,146	△ 690,000	3,558,146

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央と畜場費		4,248,146 ^{千円}	△ 690,000 ^{千円}	3,558,146 ^{千円}
	2 施設整備費	1,144,000	△ 690,000	454,000
歳 出 合 計		4,248,146	△ 690,000	3,558,146

第2表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小動物解体ライン改修工事請負契約	令和7年度	限度額 1,200,000千円	令和7年度から令和8年度まで	限度額 2,800,000千円

第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央と畜場施設整備費	1,130,000 ^{千円}	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	440,000 ^{千円}	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	1,130,000				440,000			